ロ　ＨＦＣ－二三、ＨＦＣ－二二七ｅａ又はＦＫ－五－一－一二を放射するものにあつては、第十九条第五項第四号ロの規定の例によること。

［三　略］

四　貯蔵容器等は、第十九条第五項第六号の規定の例によるほか、次のイからハまでに定めるところによる。

［イ～ハ　略］

［五～九　略］

十　選択弁は、第十九条第五項第十一号イからハまでの規定の例によるほか、消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

［十一　略］

十二　起動用ガス容器は、第十九条第五項第十三号（同号イを除く。）の規定の例により設けること。

十二の二　起動装置は、次のイ又はロに定めるところによること。

イ　ハロン二四〇二、ハロン一二一一又はハロン一三〇一を放射するものにあつては、第十九条第五項第十四号イ(イ)、第十五号及び第十六号（同号イ(ロ)及びハを除く。）の規定の例により設けること。

ロ　ＨＦＣ－二三、ＨＦＣ－二二七ｅａ又はＦＫ－五－一－一二を放射するものにあつては、第十九条第五項第十四号ロ及び第十六号（同号イ(ロ)を除く。）の規定の例により設けること。ただし、ハロン一三〇一を放射する全域放出方式のものにあつては、音声による警報装置としないことができる。

［十四・十四の二　略］

十五　非常電源及び操作回路等の配線は、第十九条第五項第二十号及び第二十一号の規定の例により設けること。

［十六～十八　略］

5　移動式のハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、第十九条第五項第六号ロ及びハ、同条第六項第二号から第五号まで並びに前項第三号（ＨＦＣ－二三及びＨＦＣ－二二七ｅａに係る部分を除く。）、第四号イからハまで、第五号（ＨＦＣ－二二七ｅａに係る部分を除く。）、第六号、第六号の二、第七号（ＨＦＣ－二三及びＨＦＣ－二二七ｅａに係る部分を除く。）、第八号及び第十六号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

［一～三　略］

（粉末消火設備に関する基準）

第二十一条　［略］

［2・3　略］

4　全域放出方式又は局所放出方式の粉末消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、第十九条第五項第三号並びに第四号イ(ロ)及び(ハ)の規定の例によるほか、次のとおりとする。

［一～十二　略］

十三　起動用ガス容器は、第十九条第五項第六号並びに第十三号ロ及びニの規定の例によるほか、次のイ及びロに定めるところによること。

［イ・ロ　略］

ロ　ＨＦＣ－二三、ＨＦＣ－二二七ｅａ又はＦＫ－五－一－一二を放射するものにあつては、前条第五項第四号ロの規定の例によること。

［三　同上］

四　貯蔵容器等は、前条第五項第六号の規定の例によるほか、次のイからハまでに定めるところによる。

［イ～ハ　同上］

［五～九　同上］

十　選択弁は、前条第五項第十一号イからハまでの規定の例によるほか、消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

［十一　同上］

十二　起動用ガス容器は、前条第五項第十三号の規定の例により設けること。

十二の二　［同上］

イ　ハロン二四〇二、ハロン一二一一又はハロン一三〇一を放射するものにあつては、前条第五項第十四号イ、第十五号及び第十六号（同号ハを除く。）の規定の例により設けること。

ロ　ＨＦＣ－二三、ＨＦＣ－二二七ｅａ又はＦＫ－五－一－一二を放射するものにあつては、前条第五項第十四号ロ及び第十六号の規定の例により設けること。

十三　音響警報装置は、前条第五項第十七号の規定の例により設けること。ただし、ハロン一三〇一を放射する全域放出方式のものにあつては、音声による警報装置としないことができる。

［十四・十四の二　同上］

十五　非常電源及び操作回路等の配線は、前条第五項第二十号及び第二十一号の規定の例により設けること。

［十六～十八　同上］

5　移動式のハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、前条第五項第六号ロ及びハ、同条第六項第二号から第五号まで並びに前項第三号（ＨＦＣ－二三及びＨＦＣ－二二七ｅａに係る部分を除く。）、第四号イからハまで、第五号（ＨＦＣ－二二七ｅａに係る部分を除く。）、第六号、第六号の二、第七号（ＨＦＣ－二三及びＨＦＣ－二二七ｅａに係る部分を除く。）、第八号及び第十六号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

［一～三　同上］

（粉末消火設備に関する基準）

第二十一条　［同上］

［2・3　同上］

4　［同上］

［一～十二　同上］

十三　起動用ガス容器は、第十九条第五項第六号並びに第十三号イ及びハの規定の例によるほか、次のイ及びロに定めるところによること。

［イ・ロ　同上］